

「福井県出身学生等交流会開催事業」業務委託に係る企画提案書の募集要領

1 目的

主に都市部に在籍する福井県出身学生（1、2年生）を対象に、学生が県内企業等と接触する機会を設け、Uターン就職への動機づけを行うことにより、Uターン就職促進を図ることを目的とする。

また主に県内大学文系学部在籍する1、2年生を対象に、事務系職種以外でも就職先になり得る県内企業の魅力に触れ、県内企業への就職促進を図ることを目的とする。

2 企画提案について

学生の県内就職を促進するため、後述の委託業務の内容を踏まえた上で、効果的な事業の実施方法について提案してください。

3 委託業務の内容

委託業務の内容は、別添仕様書のとおりとします。

4 企画提案書について

(1) 企画の構成

第1章 基本方針

業務にあたっての基本方針を提示してください。

第2章 提案内容

学生の業界研究・企業研究に寄与し、県内企業への就職を促進することができるよう、上記3の委託業務の内容および別添仕様書を踏まえた上で、仕様書の内容を実現するための具体的な企画提案を記載してください。

第3章 経費

今回の業務に関する費用の概算額およびその内訳を、委託予定額5,715,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限として、詳細に記載してください。

第4章 実施体制

体制図を用いて、責任者等具体的に記載してください。

(2) 提出方法

電子メールで提出または持参すること。

提出部数 企画提案書（A4判縦横自由、横書き）の電子データ（PDF）

提出先 定住促進課公用メールアドレス（teiju@pref.fukui.lg.jp）

持参場所 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部定住促進課 学生就職支援グループ

(3) 提出期間

令和7年6月4日(水) **午後5時必着**

(4) その他

- ① 提出後における企画提案書の追加および変更は認めません。
- ② 提出された企画提案書は返却しません。
- ③ 選定結果として応募者名、審査結果概要等の情報公開があること、および情報公開の請求に応じて応募書類等の情報開示を行う場合があることを了知の上で申請してください。

5 応募方法等について

(1) 応募の対象となる者

この企画提案に応募できる者は、次の要件のすべてを満たしている者とします。

- ア 福井県内に事業所を有していること。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ウ 福井県の物品の競争入札参加資格名簿に登載されている者(令和7年5月23日(金)時点で、登載されている者を含む。)であること。
- エ 福井県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中に該当しない者であること。
- オ 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者もしくは暴力団または暴力団員の統制下にある者でないこと。
- キ 県税に滞納がないこと。

(2) 応募資料の交付

応募資料については、次のとおり交付します。

①交付期間	令和7年5月16日(金)から令和7年5月23日(金)まで(土曜日、日曜日および休日を除く。)午前9時から午後5時まで
②交付場所	福井県未来創造部定住促進課(県庁7階)
③交付資料	ア 「福井県出身学生等交流会開催事業」業務委託に係る企画提案書の募集要領 イ 委託契約書(案)
④交付方法	福井県未来創造部定住促進課(〒910-8580 福井市大手3丁目17-1)での手交、福井県未来創造部定住促進課ホームページ(https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/wakatei/uiturn/r7_fukuikensyussingakusei.html)に掲載しているデータをダウンロードのいずれかの方法によること。

(3) 参加申込書の提出

企画提案に参加する者は、次により企画提案参加申込書を提出するものとします。

① 提出期限	令和7年5月23日(金)午後5時(必着)で持参または郵便等で提出すること。(ただし、土曜日、日曜日および休日は除きます。)
② 提出方法	持参または郵送等 (郵送等の場合は、書類の收受に争いが生じないように、配達記録の残る書留郵便等を利用してください。)
③ 提出先	福井県未来創造部定住促進課(県庁7階)
④ 提出書類	ア 企画提案参加申込書(募集要領別紙様式2) イ 福井県競争入札参加資格通知書の写し ウ 企画提案参加事業者の概要、事業内容等が分かる書類(企業案内等・大きさは任意) エ 県税事務所または嶺南振興局が発行する県税に滞納がない旨の証明書 オ 応募資格誓約書(募集要領・別紙様式2-2) カ 過去に実施した同種または類似業務の実績(募集要領・別紙様式3)(契約書の写し(発注機関名、契約金額等が分かる部分)を添付すること)

(4) 応募先および問い合わせ先

- ①名称 福井県未来創造部定住促進課 学生就職支援グループ
- ②所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
- ③連絡先 電話 0776-20-0638 (直通)
電子メール teiju@pref.fukui.lg.jp
(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

(5) 応募資格審査の結果通知

上記(3)により企画提案参加申込書を提出した者については、応募資格要件を審査するために必要な書類が整っているかどうかのチェックを行い、その結果を令和7年5月28日(水)までに電子メールなどで連絡をします。

(6) 応募資格要件が満たなかった者に対する理由説明

企画提案参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨および満たなかった理由を書面により通知します。

6 募集に関する質問

質問は、必ず募集要領・別紙様式1「募集に関する質問票」により、令和7年5月20日(火)午後5時までに福井県未来創造部定住促進課学生就職支援グループあてに提出してください(電子メール可)。

回答は、令和7年5月22日(木)までに電子メールなどにより行います。

ただし、軽微な質問については、口頭により回答する場合があります。

7 委託先候補者の選定等

(1) 選定審査の実施

提出された企画提案書は、「福井県出身学生等交流会開催事業」業務委託選定委員会(以下「委員会」という。)において、面接審査(もしくは書面審査)を実施します。

(2) 審査方法

委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、企画提案書等の内容(独創性、実現性、実施体制、経費等)について、公正な審査を行います。

(3) 委託先候補者の選定

委員会の審査において、最も評価が高かった企画提案書の応募者を委託先候補者として選定します。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、採否にかかわらず、応募者全員に通知します。

8 契約の締結

福井県は、委託先候補者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行います。協議が整った場合に、委託先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、随意契約による委託契約を締結します。

また、次の場合には、県は契約締結を取り消す場合があります。

- (1) 委託先候補者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能または著しく不適当となるような事情が生じた場合

9 再委託

本委託業務の全てを再委託することは一切認めません。ただし、必要により一部を再委託する場合は、福井県に協議の上、その承諾を得るものとします。

10 打合せ

本委託業務を進めるに当たっては、県担当者と打合せをすることとし、その際には、受託者は県に日程等の調整を依頼することとします。なお、打合せに係る費用等については、受託者が負担することとします。

11 その他

- (1) 書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とします。
- (2) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とします。
- (3) 本委託業務に関し、県から受領または閲覧した資料等は、県の了解なく公表または使用してはなりません。